

介護予防通所・訪問介護相当サービスの
の見直し及び
通所型・訪問型サービスA説明会

平成30年2月7日（水）
生駒市地域包括ケア推進課

生駒市の現状と課題

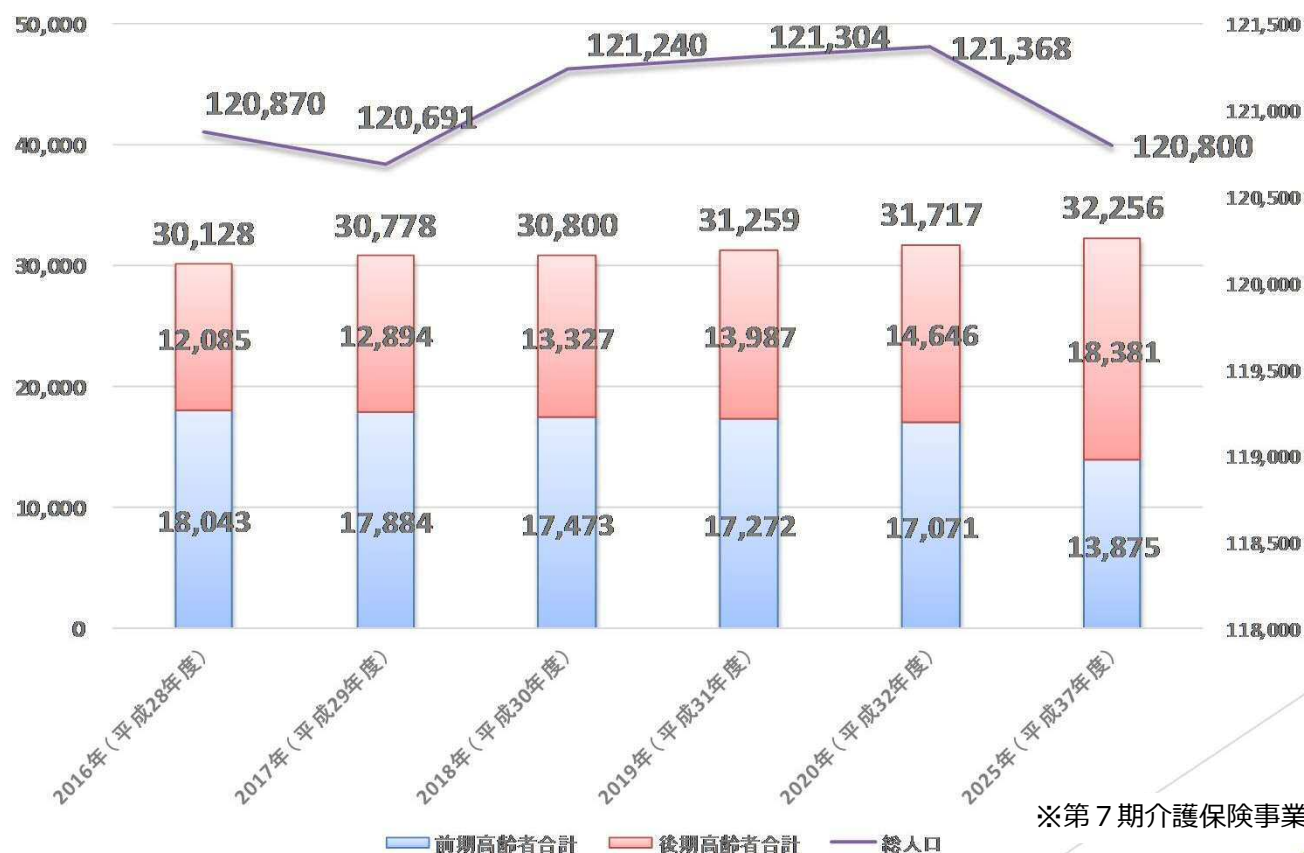
～総合事業の方向性～



生駒市の高齢者の現状

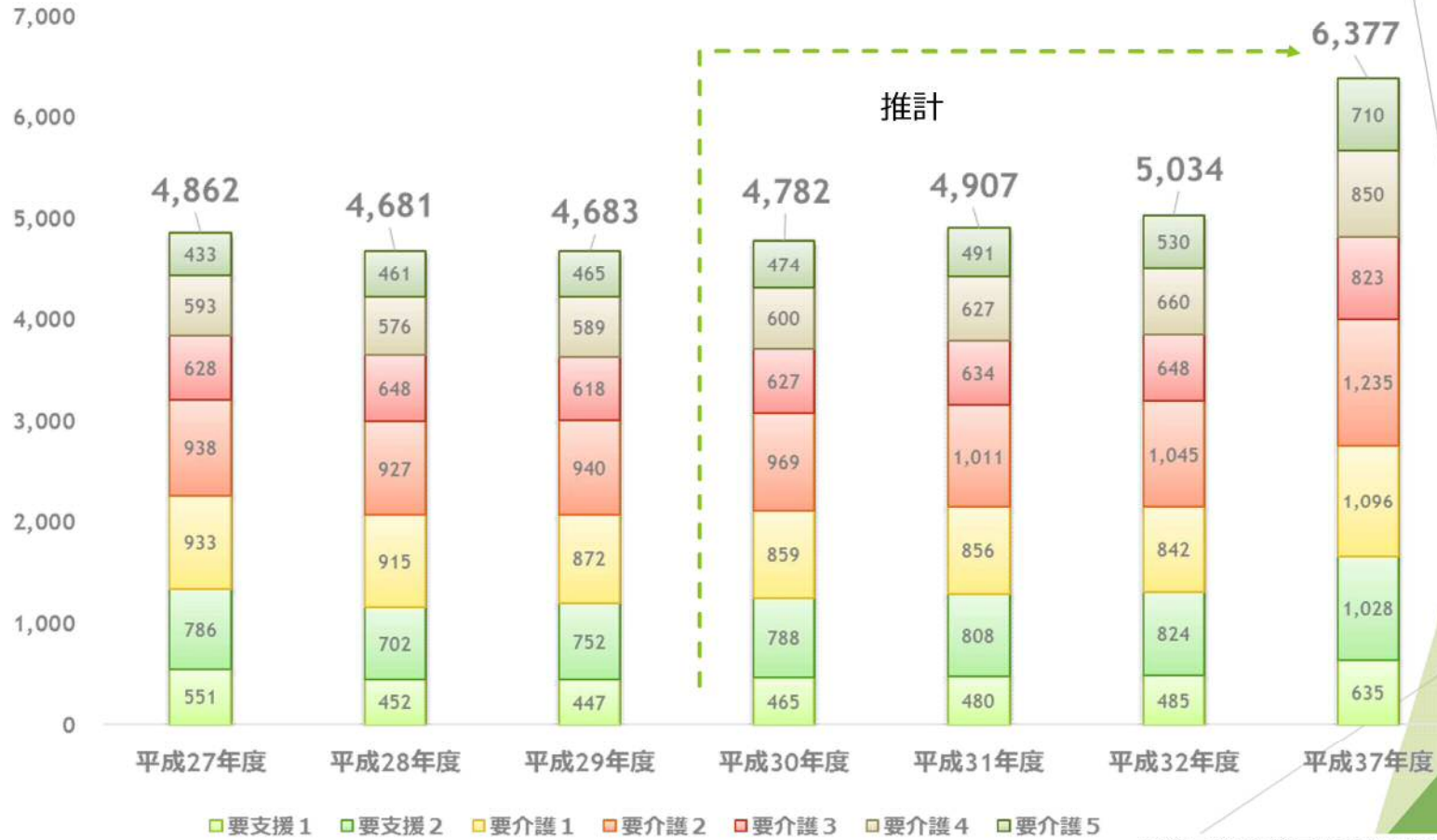
生駒市の人口推計

2025年（平成37年）には団塊の世代の全てが75歳を迎え、全国的にも75歳以上人口の伸び率は高くなっていきます。生駒市では2025年にかけて75歳以上人口が、全国平均を上回る伸び率で急速に増加する見込みです。



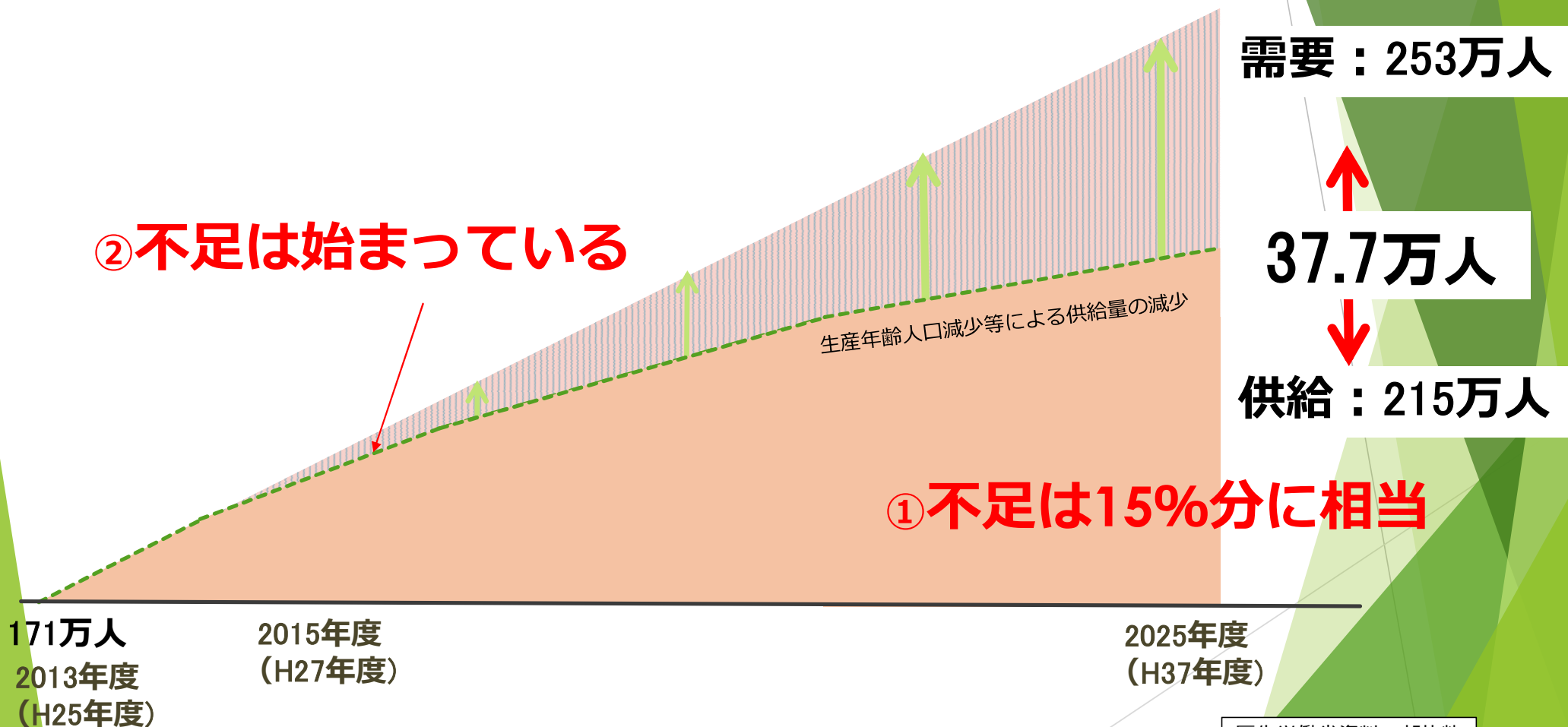
※第7期介護保険事業計画策定委員会資料より一部抜粋

生駒市の要支援・要介護認定者の現状・推計



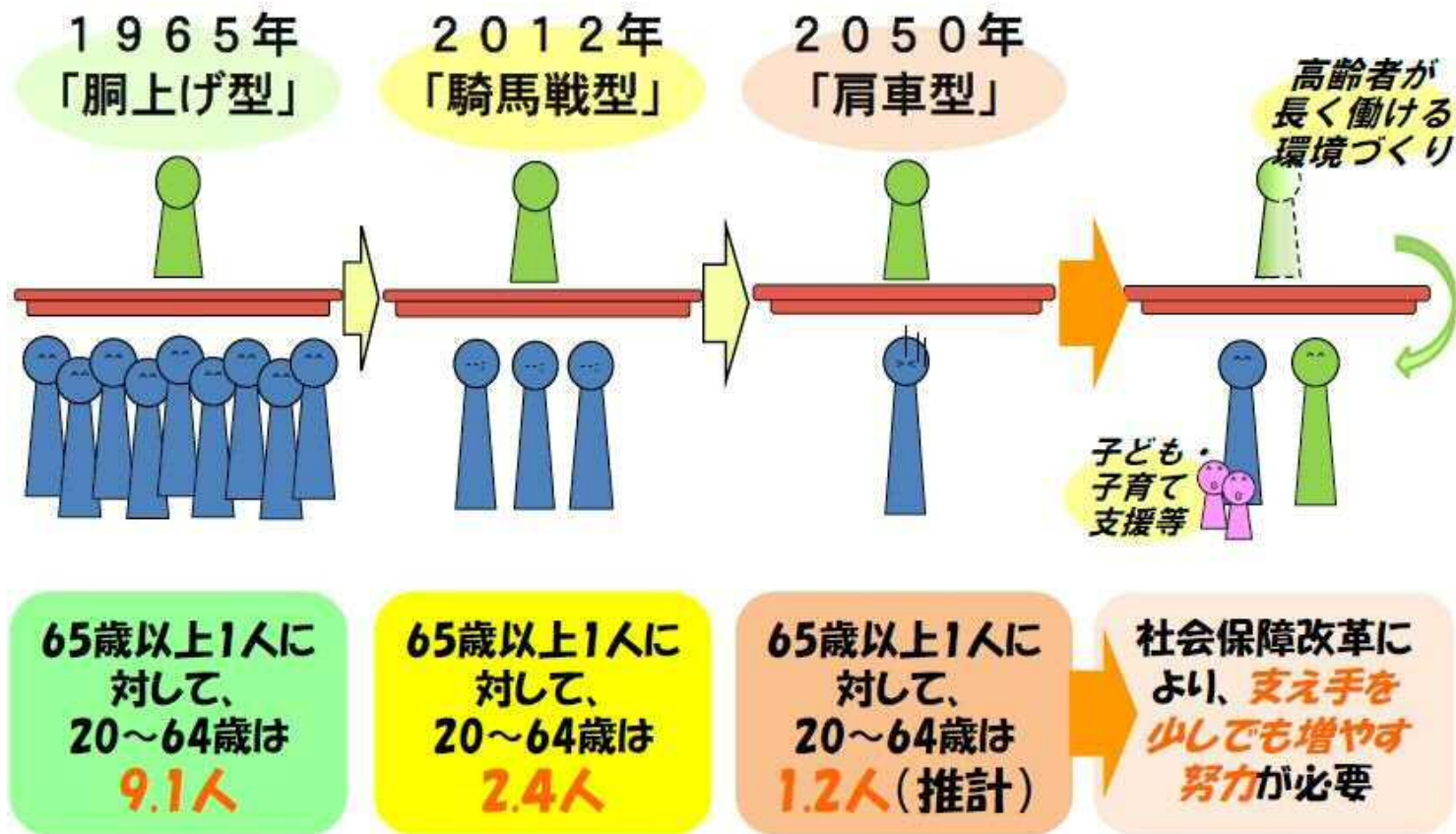
※第7期介護保険事業計画策定委員会資料より一部抜粋

2025年に向けた介護人材にかかる需給推計



厚生労働省資料一部抜粋

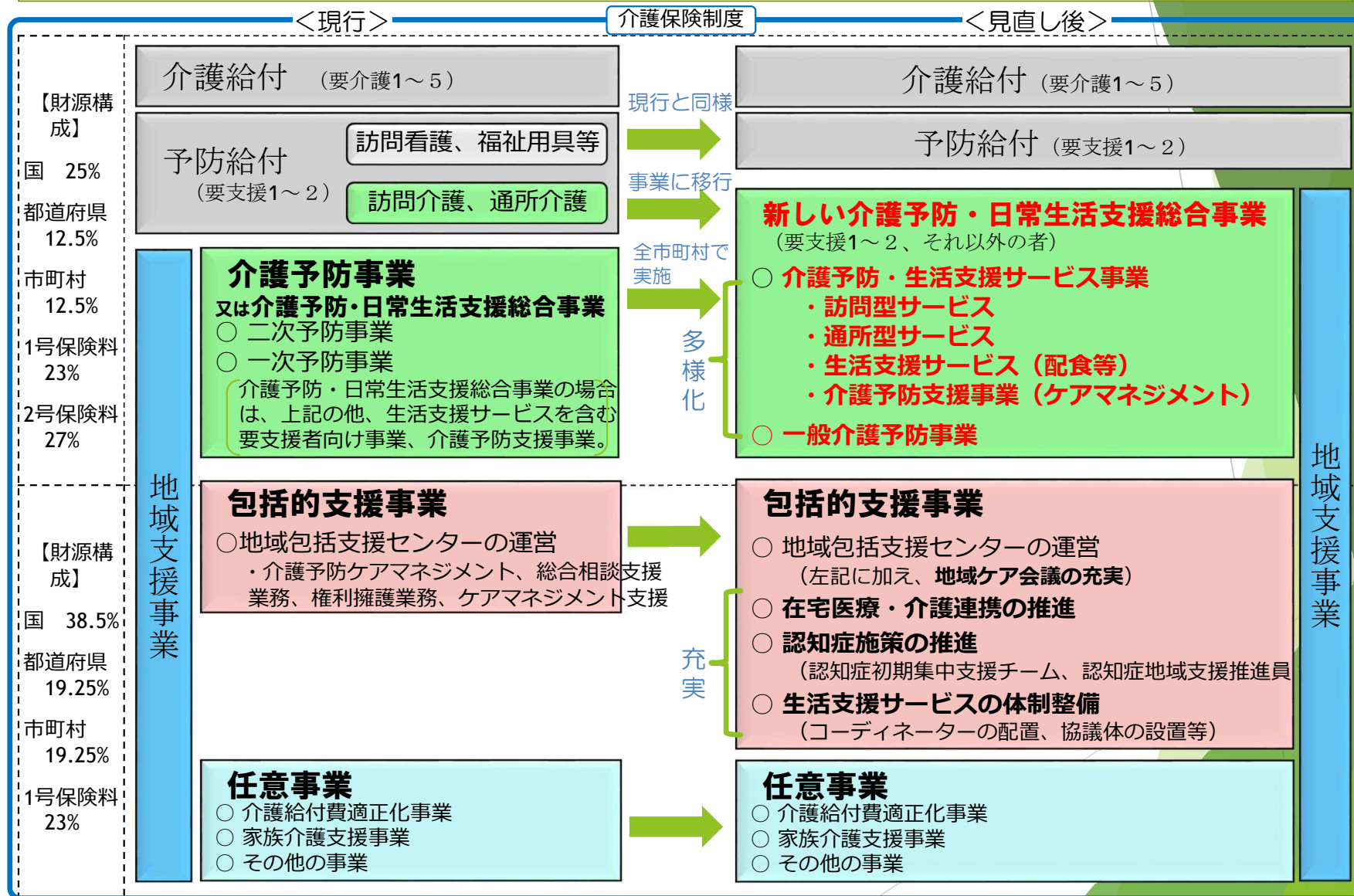
「肩車型」社会へ



介護予防・日常生活支援 総合事業について

厚生労働省老健局振興課の資料より抜粋

新しい地域支援事業の全体像



通所型サービス（第一号通所事業）の類型

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	従前の通所介護相当サービス		多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護		② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練		ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定		事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者		主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

訪問型サービス（第一号訪問事業）の類型

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	従前の訪問介護相当サービス	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

介護予防通所介護相当

サービスの見直し



介護予防通所介護相当サービスの単価

介護予防通所介護相当サービス(現行)	介護予防通所介護相当サービス(改正後)
<p>○<u>1月当たり</u>の報酬単価を設定</p> <p>○サービスコード A5(みなし指定) A6(平成27年4月1日以降指定)</p> <p>○単位 ・要支援1、事業対象者 1,647単位／月 ・要支援2 3,377単位／月</p> <p>○1単位あたりの単価 6級地 10.27円</p>	<p>○<u>1回当たり</u>の報酬単価を設定</p> <p>○サービスコード:A6</p> <p>○単位 ・要支援1、事業対象者 378単位／回 月5回以上の場合 1,647単位／月</p> <p>・要支援2 389単位／回 月9回以上の場合 3,377単位／月</p> <p>○1単位あたりの単価 6級地 10.27円</p>

介護予防通所介護相当サービスの単価

介護予防通所介護相当サービス(現行)	介護予防通所介護相当サービス(改正後)
<p>加算</p> <p>①生活機能向上グループ活動加算 100単位/月</p> <p>②運動器機能向上加算 225単位/月</p> <p>③栄養改善加算 150単位/月</p> <p>④口腔機能向上加算 150単位/月</p> <p>⑤選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位/月</p> <p>⑥選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位/月</p> <p>⑦事業所評価加算 120単位/月</p> <p>⑧サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 要支援1・事業対象者 72単位/月 要支援2 144単位/月</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 要支援1・事業対象者 48単位/月 要支援2 96単位/月</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1・事業対象者 24単位/月 要支援2 48単位/月</p> <p>⑨若年性認知症利用者受入加算 240単位/月</p> <p>⑩介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)5.9% (Ⅱ)4.3% (Ⅲ)2.3% (Ⅳ)(Ⅲ)×0.9 (Ⅴ)(Ⅲ)×0.8</p>	<p>変更なし</p>

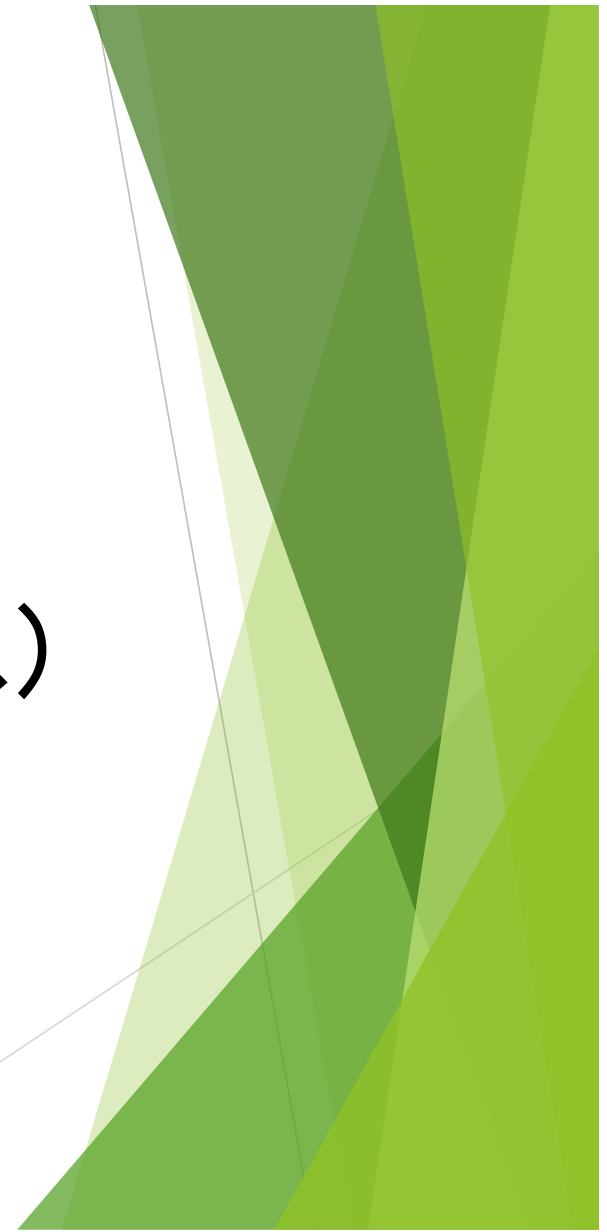
介護予防通所介護相当サービスの単価

介護予防通所介護相当サービス(現行)	介護予防通所介護相当サービス(改正後)
<p>減算</p> <p>①集合住宅に居住する利用者に対する減算</p> <p> 要支援1 376単位／月</p> <p> 要支援2 752単位／月</p> <p>②人員基準欠如による減算 70／100</p>	<p>変更なし</p>

介護予防通所介護相当サービス人員基準等

介護予防通所介護相当サービス(現行)	介護予防通所介護相当サービス(改正後)
【管理者】	【管理者】
○常勤・専従1人以上 * 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	変更なし
【従事者等】	【従事者等】
○生活相談員 専従1人以上 ○機能訓練指導員 1人以上 ○看護職員 専従1人以上(利用者11人以上) ○介護職員 ~15人 専従1人以上、 15人~利用者1人に専従0.2以上	変更なし
【実施方法】	【実施方法】
○事業者指定	変更なし
【設備基準】	【設備基準】
○旧来の介護予防通所介護と同様	変更なし

通所型サービスAの創出 (緩和した基準によるサービス)



通所型サービスAとは

- ・事業者の提供による通所型サービスで、介護予防通所介護相当サービスをもとに、人員基準及び設備基準を緩和した生駒市が創設するサービスです。
- ・「入浴、排せつ、食事等」の介助を必要としない要支援者・事業対象者に対して、機能訓練、レクリエーション等を行う送迎付きのサービスです。

通所型サービスAの単価

介護予防通所介護相当サービス(改正後)	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
<p>○1回当たりの報酬単価を設定</p> <p>○サービスコード:A6</p> <p>○単位 ・要支援1、事業対象者 378単位／回 月5回以上の場合 1,647単位／月</p> <p>・要支援2 389単位／回 月9回以上の場合 3,377単位／月</p> <p>○1単位あたりの単価 6級地 10.27円</p>	<p>○1回当たりの報酬単価を設定</p> <p>○サービスコード:A7</p> <p>○単位 ・要支援1・2、事業対象者 300単位／回</p> <p>○1単位あたりの単価 6級地 10.27円</p> <p>※原則、週1回の利用とする。 ※1.5時間以上の滞在と規定し、1.5時間以上の運動もしくは、1時間以上の運動と30分以上の脳トレ等のレクリエーションの組み合わせとする。(送迎時間は含まない)</p>

通所型サービスAの単価

介護予防通所介護相当サービス(改正後)	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
<p>加算</p> <p>①生活機能向上グループ活動加算 100単位/月</p> <p>②運動器機能向上加算 225単位/月</p> <p>③栄養改善加算 150単位/月</p> <p>④口腔機能向上加算 150単位/月</p> <p>⑤選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位/月</p> <p>⑥選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位/月</p> <p>⑦事業所評価加算 120単位/月</p> <p>⑧サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 要支援1・事業対象者 72単位/月 要支援2 144単位/月</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 要支援1・事業対象者 48単位/月 要支援2 96単位/月</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1・事業対象者 24単位/月 要支援2 48単位/月</p> <p>⑨介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)5.9% (Ⅱ)4.3% (Ⅲ)2.3% (Ⅳ)(Ⅲ)×0.9 (Ⅴ)(Ⅲ)×0.8</p>	<p>加算なし</p>

通所型サービスAの単価

介護予防通所介護相当サービス(改正後)	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
<p>減算</p> <p>①集合住宅に居住する利用者に対する減算</p> <p> 要支援1 376単位／月</p> <p> 要支援2 752単位／月</p> <p>②人員基準欠如による減算 70／100</p>	<p>減算</p> <p>①集合住宅に居住する利用者に対する減算</p> <p> ・要支援1・2、事業対象者 300単位／月</p>

通所型サービスA人員基準等

介護予防通所介護相当サービス(改正後)	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
【管理者】	【管理者】
<p>○常勤・専従1人以上 * 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<p>○専従1人以上 * 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
【従事者等】	【従事者等】
<p>○生活相談員 専従1人以上 ○機能訓練指導員 1人以上 ○看護職員 専従1人以上(利用者11人以上) ○介護職員 ~15人 専従1人以上、 15人~利用者1人に専従0.2以上</p>	<p>○機能訓練指導員、介護予防運動指導員等もしくは、経験のある介護職員 いずれか専従1人以上 ○従事者 ~10人 専従1人以上、 10人~利用者1人に必要数 ※従事者は、介護職員、ボランティアで可</p>
【実施方法】	【実施方法】
○事業者指定	○事業者指定
【設備基準】	【設備基準】
<p>○食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○静養室・相談室・事務室 ○消化設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要な設備・備品</p>	<p>○サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)を<u>通所型サービスAとして確保</u> ○<u>介護予防通所介護相当サービス等の他のサービスとの間をパーティション等で区切る等、プログラム、従事者を明確に区分</u> ○消化設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要な設備・備品</p>

通所型サービスAの考え方

- ・スペースが確保でき、新たな雇用を考え、将来の制度設計を考えておられる事業所はご検討ください。
- ・現行の介護予防通所介護相当サービスを通所型サービスAに移行していくものではありません。

介護予防訪問介護相当

サービスの見直し

介護予防訪問介護相当サービスの単価

介護予防訪問介護相当サービス(現行)	介護予防訪問介護相当サービス(改正後)																		
<p>○<u>1月当たりの報酬単価を設定</u></p> <p>○サービスコード:A1(みなし指定) A2(平成27年4月1日以降指定)</p> <table data-bbox="197 805 721 949"> <tr> <td>週1回程度</td> <td>1,168単位/月</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>2,335単位/月</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>3,704単位/月</td> </tr> </table> <p>○1単位あたりの単価 6級地 10.42円</p>	週1回程度	1,168単位/月	週2回程度	2,335単位/月	週2回超	3,704単位/月	<p>○<u>1回当たりの報酬単価を設定</u></p> <p>○サービスコード:A2</p> <table data-bbox="1211 758 1955 1045"> <tr> <td>週1回程度</td> <td>266単位/回</td> </tr> <tr> <td>月4回超の場合</td> <td>1,168単位/月</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>270単位/回</td> </tr> <tr> <td>月8回超の場合</td> <td>2,335単位/月</td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>285単位/回</td> </tr> <tr> <td>月12回超の場合</td> <td>3,704単位/月</td> </tr> </table> <p>○1単位あたりの単価 6級地 10.42円</p>	週1回程度	266単位/回	月4回超の場合	1,168単位/月	週2回程度	270単位/回	月8回超の場合	2,335単位/月	週2回超	285単位/回	月12回超の場合	3,704単位/月
週1回程度	1,168単位/月																		
週2回程度	2,335単位/月																		
週2回超	3,704単位/月																		
週1回程度	266単位/回																		
月4回超の場合	1,168単位/月																		
週2回程度	270単位/回																		
月8回超の場合	2,335単位/月																		
週2回超	285単位/回																		
月12回超の場合	3,704単位/月																		

介護予防訪問介護相当サービスの単価

介護予防訪問介護相当サービス(現行)	介護予防訪問介護相当サービス(改正後)
<p>加算</p> <p>①初回加算 200単位／月</p> <p>②生活機能向上連携加算 100単位／月</p> <p>③介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)13.7%</p> <p>(Ⅱ)10.0%</p> <p>(Ⅲ)5.5%</p> <p>(Ⅳ)(Ⅲ)×0.9</p> <p>(Ⅴ)(Ⅲ)×0.8</p> <p>減算</p> <p>①集合住宅に居住する利用者に対する減算 90／100</p> <p>②サービス提供責任者体制減算 70／100</p>	<p>加算</p> <p>①初回加算 200単位／月</p> <p>②生活機能向上連携加算 なし</p> <p>③介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)13.7%</p> <p>(Ⅱ)10.0%</p> <p>(Ⅲ)5.5%</p> <p>(Ⅳ)(Ⅲ)×0.9</p> <p>(Ⅴ)(Ⅲ)×0.8</p> <p>減算</p> <p>①集合住宅に居住する利用者に対する減算 90／100</p> <p>②サービス提供責任者体制減算 70／100</p>

訪問型サービスA



訪問型サービスAとは

訪問介護員等以外の従事者（市指定研修の修了者）でサービス提供が可能で、生活援助のみの提供を目的に、生駒市が創設したサービスです。

訪問型サービスAの対象者の考え方

訪問型サービスA対象者

- ・ 身体介護が不要で生活援助サービス（掃除、洗濯、買い物、調理等）が必要な方。
- ・ 認知機能の低下があるものの日常生活に支障がない方
- ・ 状態が安定している方

※次のようなケースは訪問介護員等による従来のサービスとなります

- ・ 身体介護が必要な方
- ・ 認知機能の低下により日常生活に支障がある方
- ・ 退院直後で状態が変化しやすく、専門の訪問介護員等によるサービス提供が必要な方

サービス提供者について

訪問型サービスAの従業者

- 資格要件・・・介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等又は市が実施する研修修了者
- 市が実施する研修
 - ・内容
総合事業の概要、生活援助の提供方法と自立支援、対人援助のためのマナー、高齢者の特徴等
 - ・実施日
平成30年2月22日（木）AM、2月26日（月）PM
合計8時間

市の研修修了者は、その後事業所に所属し、サービスを提供することとなります。

訪問型サービスAの単価

訪問型サービスA(現行)	訪問型サービスA
<p>○1回当たりの報酬単価を設定</p> <p>○サービスコード:A2</p> <p>週1回程度 219単位/回 月4回超の場合 962単位/月</p> <p>週2回程度 219単位/回 月8回超の場合 1,894単位/月</p> <p>週2回超 219単位/回 月12回超の場合 2,846単位/月</p> <p>○1単位あたりの単価 6級地 10.42円</p>	<p>変更なし</p>

訪問型サービスAの単価

訪問型サービスA(現行)	訪問型サービスA
<p>加算</p> <p>①初回加算 200単位／月</p> <p>②生活機能向上連携加算 なし</p> <p>③介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)13.7%</p> <p>(Ⅱ)10.0%</p> <p>(Ⅲ)5.5%</p> <p>(Ⅳ)(Ⅲ)×0.9</p> <p>(Ⅴ)(Ⅲ)×0.8</p> <p>減算</p> <p>①集合住宅に居住する利用者に対する減算 90／100</p> <p>②サービス提供責任者体制減算 70／100</p>	<p>変更なし</p>

各サービスの指定申請について

- ・ **指定申請書類**

指定申請書類については、別紙のとおりです。

- ・ **申請につきましては、平成30年2月8日から受付開始です。
平成30年3月20日までに、申請されると平成30年4月1日
の指定となります。**

- ・ **指定有効期間は、指定日から6年間です。**

**※平成27年4月1日以降に事業者指定を受けている事業者は、今回
改めて指定申請の必要はありません。**

今後の予定

平成30年2月8日
事業所申請 受付開始

平成30年3月上旬～中旬
サービスコードの公表（生駒市ホームページ）

平成30年3月20日
事業所指定申請 締切（4月1日指定分）

平成30年4月1日
事業所指定決定
改正後サービススタート